

5

町内会活動中傷害保険

(1) 保険の加入

市民の皆さんが安心して町内会活動をおこなっていただくため、市町連が代表者となって「町内会活動中傷害保険」に加入し、町内会活動中に起きた事故に対応しています。

保険契約の掛け金は、町内会からの保険料と帯広市からの補助金で支払っています。

各町内会が支払う保険料は、毎年5月に町内会に送付している「帯広市町内会連合会費」に含まれており、保険料は町内会加入戸数に応じた額となっています。

各町内会が個別に契約することなく、この保険の適用になっています。

(2) 対象になるのは

対象になる人は、市内の町内会に加入する世帯のみなさんです。

対象になる町内会活動とは、町内会で計画・立案されて、総会や役員会などで決議され議案書などの文書で確認できるものです。市や地区連合町内会が主催する行事でも事前に参加することが計画されていれば対象になります。

具体的活動としては、会議や研修会、レクリエーション活動、親睦交流活動、回覧作業、葬儀手伝いなどです。

また、町内会組織の中にある子ども会、老人会、同好会、サークルなどは、以下の2要件を満たした場合にこの保険の対象になります。

- ① 町内会として、運営費・活動費の支出を行っていること
- ② 子ども会・老人会・同好会などが町内会内に町内会員で組織されており、それらの活動が町内会活動として認められていること

※保険対象になる活動は、「町内会活動として実施・参加」した場合です。

地区連合町内会や子ども会などの活動の基本は町内会ですし、老人会も要件を満たしていれば対象になります。詳しくは、市町連事務局にお問い合わせください。

(3) もし事故が起きたら

町内会行事や活動中に事故が起きたら、直ちに市町連事務局に連絡をお願いします。以下の手順で手続きをおこないます。＜市民活動推進課 電話 65-4130＞

- ① 事故の状況・傷害・損害の程度、受傷者の氏名・住所などを市町連事務局に連絡する（まずは、電話で事故内容をお知らせください）。
- ② 保険会社と書類・領収書等のやり取りを行い、保険金の支払いになります。

☆『町内会活動中傷害保険の手引き』に詳しい内容を掲載しています。ご利用下さい。

帯広市町内会活動中傷害保険の内容

◆ 保険の種類

1. 賠償責任担保条項

→ 町内会及び住民が第三者に対して賠償をするもの。

2. 傷害保険担保条項

→ 住民が負傷など傷害を負った場合に支払われるもの。

◆ 補償内容

1. 賠償責任担保条項（町内会及び住民が対象）

町内会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

イ) 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。

ロ) 町内会が行う町内会活動の遂行に起因する偶然な事故。

ハ) 町内会に加入している住民が、町内会活動に従事している間または、町内会行事に参加している間に生じた事故。

(例：資源備蓄庫、テント、盆踊りのやぐら等が倒れた 等)

(1) 賠償保険金……………**3,000万円**（最高補償額）

2. 傷害担保条項（住民が対象）

住民が「町内会活動等に従事中または参加中」に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金(死亡・後遺障害、入院または通院)を支払います。(例：広報紙の配布中に転倒、運動会の競技中に負傷 等)

(1) 死亡保険金……………事故の日から、180日以内にそのケガがもとで死亡したとき保険金を支払います。

＜補償額＞ **300万円**

(2) 後遺障害保険金………事故の日から、180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、その程度に応じて保険金額の3%～全額を支払います。

＜補償額＞ **9万～300万円**

(3) 入院保険金……………事故の日から、180日以内にそのケガによる入院（入院に準じた状態を含みます）の日数1日に対して入院保険日額を支払います。

＜入院保険金日額＞ **3,000円**

(4) 通院保険金……………事故の日から、180日以内のそのケガによる通院（往診を含みます）の日数1日に対して、90日を限度として通院保険日額を支払います。

＜通院保険金日額＞ **2,000円**